

# いじめ防止基本方針

平成31年 3月改定  
流山市立新川小学校

いじめは決して許されないことであり、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。

## ※いじめの定義

本校におけるいじめの定義は、いじめ防止対策推進法に準ずる

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法2条1項より）

## 1. いじめに気づこう～ふだんと違った様子・行動に気をつける～

### 登下校時

- ・登校をしぶる
- ・他の子の荷物を持っている
- ・持ち物や衣服が汚れている
- ・表情がさえない
- ・保健室によく通う

### 授業中

- ・冷やかされる
- ・授業を抜け出す
- ・おどおどしている
- ・ボーっとする
- ・挙手（発表）が減る

### 休み時間

- ・一人ですごすことが多い
- ・よく教室外へ行く
- ・よく保健室に行く
- ・他学級の友だちとすごす

### 昼食時

- ・食欲がない
- ・会話をせずに一人で食べている

### 持ち物

- ・靴がなくなる
- ・落書きをされる
- ・教科書などが破れている
- ・お金を持ち出す

### 身体の変化

- ・顔や体にあざがある
- ・腹痛、頭痛、下痢、脱毛などの症状が現れる

教職員が「大丈夫」と即断してはいけない。

悪ふざけやケンカ、被害者の思い込み、被害者にも問題がある…など

## 2. いじめと真正面から向き合う

- ・常にいじめを意識、点検（定期的なアンケート調査、個人面談、家庭訪問）
- ・被害者の訴えを共感的に受理
- ・情報提供については真摯に享受
- ・事象には迅速かつ組織的に対応
- ・指導内容の記録を徹底（週案等に記載）

## 3. いじめを許さない学校づくりのために

全教職員一丸となって、「予防・発見」「啓発」「体制づくり」「連携」「相談」「対応」を進める。

### ① 予防・発見

- ・命の大切さを実感させること、豊かな人間関係の形成を目指し、教職員一人ひとりが、道徳の時間や学級活動はもちろん、全ての教育活動を通じて、子ども同士の心の結びつきを深め、社会性や互いの違いを認め合う心をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを行う。
- ・わかる授業づくりと学習習慣づくり
- ・子どもとともに活動し、信頼関係を構築する。
- ・日々の生活の中の子どもの人間関係を観察し、いじめの予防・早期発見に努める。
  - \*学期に1回のいじめに関するアンケート実施
  - \*情報収集のための家庭訪問や個人面談の実施
  - \*相談箱の設置
- ・教職員の不適切な言動が、いじめを助長する可能性があることを認識し、行動する。
- ・過度の競争意識、勝利至上主義が、いじめを誘発する可能性があることを認識し、行動する。
- ・養護教諭が本校の学校相談窓口となっている事を周知する。

### ② 啓発

- ・保護者や地域の方といじめの問題について協議するとともに、学校におけるいじめへの対応方針や指導の在り方を公表し、理解と協力を得るよう努める。
- ・懇談会等で家庭教育プログラム等の資料を用いて、いじめの防止について確認していく。
- ・暴力や暴言を排除するという意思を、学校全体で持てるように、声をかけ合う。
- ・インターネット上のいじめに対する児童・保護者への啓発をする。
  - \*学年の実態に応じた情報モラル教育を行う。
  - \*インターネットの危険性、安全対策を保護者に伝え、協力を仰ぐ。

### ③体制づくり

- ・職員会議や研修で、いじめの問題を定期的に取り上げ、共通理解を図る。
- ・いじめに関する情報について全職員で共有する。
- ・児童会などの児童の自発的な活動を支援する。
- ・いじめを認知した際の役割分担や対応手順を明確にする。
- ・経緯や指導内容など、記録していく。

- ・友達（人）を傷つけたり、ものを壊したり、すぐに解決しなかったりしたトラブルについては、いつ、どこで、誰が誰と、どのようにして、何があった、その後の対応などについて記録する。

#### ④連携

- ・家庭訪問や面談、保護者会、学校だよりの発行を通じて、平素から保護者との信頼関係の構築を図る。
- ・警察署、新川小をサポートする会、地域の方々との会議を開催し、いじめへの対応の協力を得るために連携を密にする。

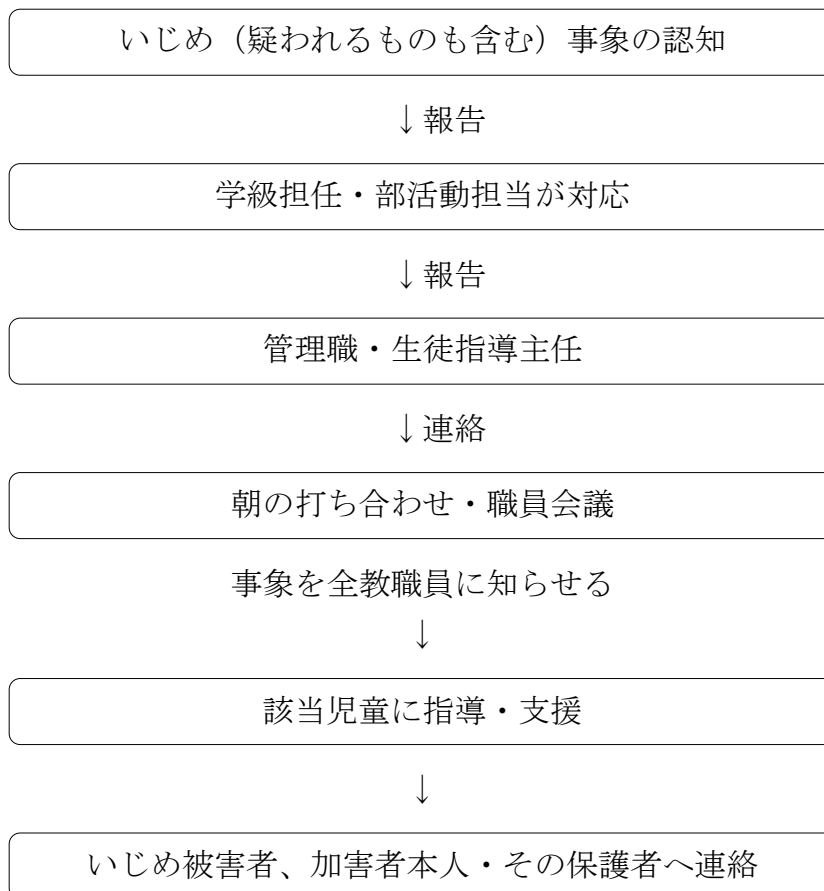
#### ⑤相談

- ・子どもがいじめ等の学校生活に関する相談ができるように校内組織を整備し、教育相談体制の充実を図るとともに、子どもと強い信頼関係を築く。

#### ⑥対応

- ・いじめられている子どもの心情に寄り添い、早期の対応に努めつつ、今後のよりよい対応を検討し、支援にあたる。

##### (1) 学校内で解決を目指す事象



(2) 対応が複雑または困難と考えられるいじめ事象の認知

生徒指導主任・学年主任・養護教諭が中心に対応

↓ 報告

管理職

↓ 生徒指導会議の招集

生徒指導会議（認知から24時間以内に設置）

生徒指導部を中心とした状況把握・指導方針・役割分担の決定

生徒指導主任

関係職員（当該学年主任・学年職員）

学級担任・部活動担当

認知に関与した教職員

↓ 職員会議の招集

職員会議

事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解

必要に応じて市教委・警察等の関係機関に相談

↓

↓

事象内容を市教委へ報告

該当児童に指導・支援

↓

いじめ被害者、加害者本人・その保護者へ連絡

(3) 校内では解決が困難な事象

- ・校内では解決が困難な事案とは、「児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」または、「児童がいじめにより相当の期間(年間30日程度以上)学校を欠席することを余儀なくされている場合」

深刻ないじめ事象の認知

↓ 報告

管理職・生徒指導主任

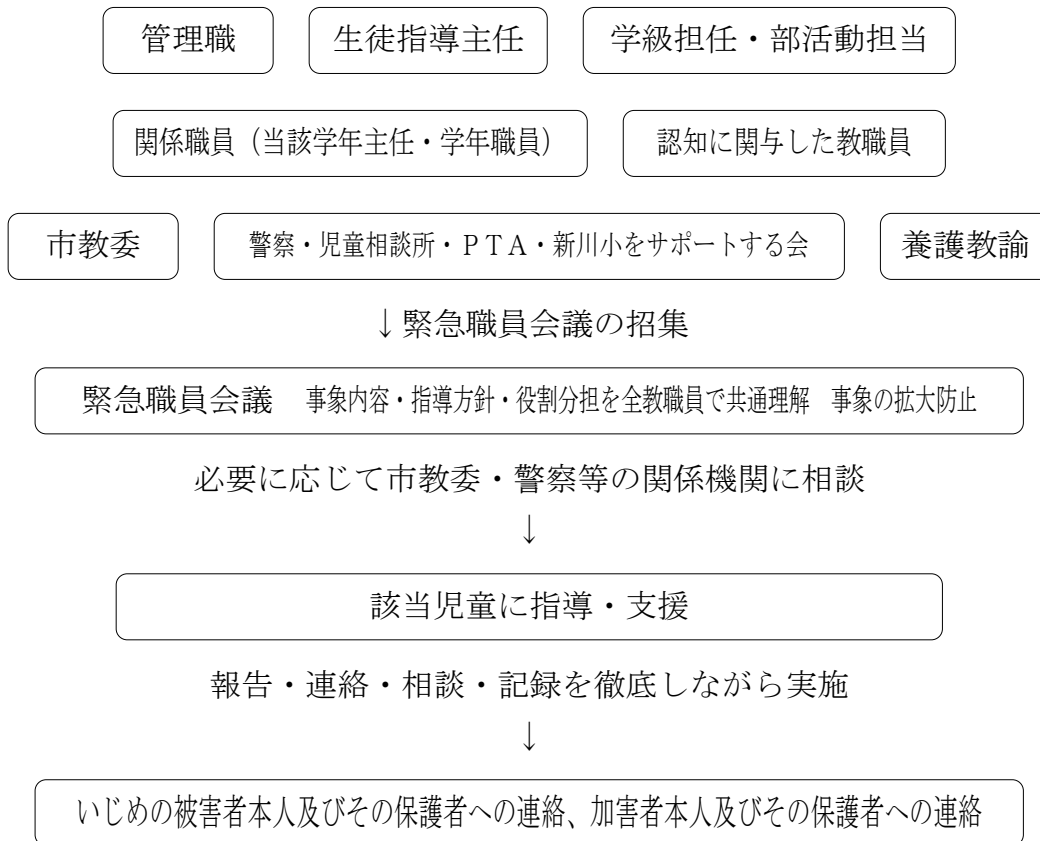
→ 報告

市教委

↓ 生徒指導会議の招集

生徒指導会議（認知から24時間以内に設置）緊急対策の検討

管理職を中心とした状況把握・指導方針・役割分担の決定



※留意すべき点

観衆や傍観者への指導支援	被害者への支援	加害者への指導
<p>みんなを守る態度 伝えること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられた側の心の痛み</li> <li>・観衆や傍観者も加害者</li> <li>・プライバシー保護</li> </ul> <p>確認すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリングの必要性</li> </ul> <p>留意すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観衆や傍観者が被害者になること</li> </ul>	<p>共感的に受け止める態度 伝えること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校として「何としても守る」という姿勢</li> <li>・プライバシー保護</li> </ul> <p>確認すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体の被害状況</li> <li>・金品の被害状況</li> <li>・警察への被害申告の意思</li> <li>・カウンセリングの必要性</li> </ul> <p>留意すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再発や潜在化</li> </ul>	<p>毅然とした態度 伝えること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは決して許されない行為</li> <li>・いじめられた側の心の痛み</li> <li>・自分の行為が重大な結果につながった</li> </ul> <p>確認すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに至った経緯の確認</li> <li>・「自分がどうすべきだったか」「今後どうすべきか」を確認する</li> <li>・カウンセリングの必要性</li> </ul> <p>留意すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者の心理的背景</li> <li>・加害者が被害者になること</li> <li>・プライバシーの保護</li> </ul>

## ※状況把握、今後の対策

- ① 児童への聞き取りは複数の職員で行う。個々を大切にしたものとし、児童1人ずつ行うことを原則とする。
- ② 事実を明確にして、被害者及び加害者本人、保護者とともに今後の対策を考える。

## 4. 保護者や関係機関との連携

### ①保護者・家庭との連携（学級担任を中心に対応）

- (1) 学校から伝えること
  - ・被害者最優先の姿勢で対応する方針
  - ・加害者側への毅然とした対応
- (2) 学校が確認すること
  - ・保護者が知りえた情報
  - ・学校に対する要望
  - ・警察への被害申告の意思
  - ・学校の具体的支援の内容
- (3) 学校が配慮すること
  - ・知りえた事象内容の保護者への公表(丁寧な説明を心がけ、隠蔽や虚偽の説明を行わない。)
  - ・安全配慮が不十分であった場合の謝罪

### ②P T A・新川小をサポートする会との連携（管理職中心に対応）

- (1) 学校から伝えること
  - ・被害関係者の意向を十分に確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容
  - ・見守り隊の依頼
- (2) 学校が確認すること
  - ・P T A・新川小をサポートする会が知りえた情報
  - ・学校に対する具体的支援の内容

### ③医療機関・児童相談所・市カウンセラー・弁護士等との連携（管理職、生徒指導主任中心に対応）

- (1) 学校から伝えること
  - ・被害関係者の意向を十分に確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容
  - ・学校への協力依頼
- (2) 学校が確認すること
  - ・関係機関が知りえた情報
  - ・専門的立場からの助言
  - ・学校に対する具体的支援の内容

#### ④警察との連携（管理職、生徒指導主任を中心に対応）

##### （1）学校から伝えること

- ・児童の健全育成を図ることを目的とした「学校警察連絡協議会」の開催と情報共有と対応の協議
- ・犯罪行為となるいじめ事象  
（事象内容、関係児童、被害申告の意思、学校の指導方針等）
- ・今後、犯罪行為に発展するおそれのあるいじめ事象や学校長が判断した事象については連絡をとり、警察との連携が必要な場合は対応を依頼

#### 5. いじめに適切に対応するために再確認すること

##### いじめの特徴

- ・多数の加害者が少数の被害者をいじめるという、逆三角形の構図で行われることが多い。
- ・被害者と加害者の立場が逆転することがある。
- ・集団から異質なものを排除し、孤立させようとする傾向がある。
- ・プロレスごっこのように、ゲームや遊びを装って行われることがある。
- ・「～をしたから悪い。」「～だから仕方がない。」というように、いじめられる理由づけをして、いじめを正当化することがある。
- ・暴力行為や不登校という形で現れることがある。

##### 子どものかかわりについて～相談しやすい教職員であるために～

いじめられている子どもは、心配をかけたくないという思いや、集団からの孤立や仕返しを恐れる思いから、教職員や保護者にいじめられていると訴えることが難しいものです。いじめの早期発見には、日ごろからの子どもへのかかわりが大切になります。

##### 子どもとの信頼関係を築いておく

ふだんからの声かけ、相談への真摯な対応 等

##### 子どもが相談しやすい環境づくりをする

話しかけやすい態度、話しかけやすい機会 等

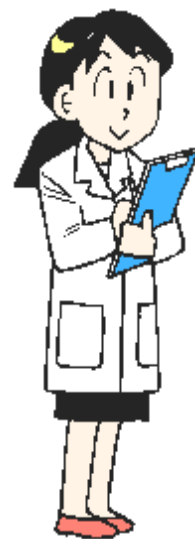
##### 子どもとの友人関係を把握しておく

教育相談、各種調査、給食を共に食べる 等

##### 子どもとふれあう時間をもつ

休憩時間、清掃時間、学級活動 等

##### 子どもの様子をしっかりと観察し、変化を見逃さない目をもつ



## 学校外のいじめ問題の相談窓口

24時間いじめ子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (なやみ言おう)  
(文部科学省)

こどもの人権110番 (法務省) 0120-007-110

千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446

流山市 子ども家庭課 家庭児童相談室 04-7158-4144

流山市教育委員会指導課教育研究企画室電話相談室 04-7150-8390

流山子ども専用いじめホットライン 04-7150-8055



◎学校内の窓口 担任、養護教諭、特別支援コーディネーター、管理職(校長及び教頭)

※本いじめ防止基本方針は、学校のホームページに公表する。  
また、年度毎に本方針を見直し、必要に応じて改定をする。

